

－ 米の生産調整について －

平成 20 年 7 月

東海農政局

- 都道府県水田農業推進協議会の中間報告（6月中旬現在）（地域水田農業推進協議会が農業者からの申告等を基に取りまとめたもの）に基づく、20年産の水稲作付状況は、次のとおりである。
- 過剰作付分については、引き続き、非主食用米としての販売契約の締結等を指導するとともに、最終的に過剰作付となる県に対する取扱いをどうするかを検討していく必要がある。

都道府県水田農業推進協議会報告

- ・ 主食用水稲作付見込面積 (総水稲作付面積から加工用米・新規需要米の面積を控除したもの) からみた生産調整の見込み

① 過剰作付県(申告ベースで17県)合計

目標オーバー **4.4万ha 程度**

② 超過達成県(申告ベースで30都道府県)合計

目標オーバー **▲1.5万ha 程度**

①・②の合計 目標オーバー **2.9万ha 程度**

(注) 19年産において、地域協議会の作付面積は、生産調整非参加者の作付面積が過小であった地域もあったこと等から、統計の作付面積より、全国合計で5.1万ha程度少なかった。20年産においては、現時点でこのうち1万ha程度の解消が見込まれており(現時点でのかい離は4万ha程度)、更に解消に努めているところ。

(参考)

- ・ 緊急一時金の執行見込みからみた生産調整拡大見込み

約10万haの生産調整拡大目標に対して **2.5万ha 程度**

〔 緊急一時金を利用せずに生産調整を拡大しているケースもあると考えられる 〕

過剰作付分については、
引き続き解消を指導

作柄によって生産量は変動

米の需要量の動向も
注視が必要

○平成20年産における主食用水稻作付見込み

「米関連政策の実施状況について」
(平成20年7月農林水産省)より抜粋

都道府県水田農業推進協議会から6月中旬に中間報告があったもの。
なお、最終確定は、現地確認終了後の9月となる見込みであり、現時点で県ごとの達成・未達成を判断するものではない。

平成20年6月中旬現在

都道府県	生産数量 目標 ① トン	面積換算 値 ② ha	地域で把握 した水稻作 付面積 ③			主食用水 稻作付面 積 ⑥=③- (④+⑤) ha	⑥-② (目標オ ーバー) ha	19年産の 統計との かい離 ha	都道府県	生産数量 目標 ① トン	面積換算 値 ② ha	地域で把握 した水稻作 付面積 ③			主食用水 稻作付面 積 ⑥=③- (④+⑤) ha	⑥-② (目標オ ーバー) ha	19年産の 統計との かい離 ha
			うち加工 用米 ④ ha	うち新規 需要米 ⑤ ha	うち加工 用米 ④ ha							うち新規 需要米 ⑤ ha					
全 国	8,149,720	1,542,141	1,609,610	26,825	11,280	1,571,505	29,364	51,200									
北海道	598,930	112,286	114,607	3,582	68	110,957	▲ 1,329	100	滋 賀	174,810	33,585	33,160	467	125	32,568	▲ 1,017	500
青 森	267,761	46,174	49,363	1,585	125	47,652	▲ 1,479	1,100	京 都	80,880	15,815	15,262	40	12	15,210	▲ 605	800
岩 手	295,730	55,484	56,604	1,514	377	54,712	▲ 772	1,000	大 阪	27,980	5,680	5,441	1	0	5,441	▲ 240	500
宮 城	375,480	70,850	72,617	1,634	888	70,095	▲ 755	1,900	兵 庫	193,400	38,389	38,845	367	90	38,388	▲ 1	0
秋 田	474,810	82,918	88,775	2,201	615	85,958	▲ 3,040	1,700	奈 良	43,630	8,506	9,172	5	0	9,167	▲ 660	500
山 形	381,940	64,264	67,061	1,965	639	64,458	▲ 194	1,500	和歌山	37,020	7,511	6,610	0	0	6,610	▲ 900	1,200
福 島	367,410	68,422	81,576	327	291	80,958	▲ 12,536	2,800	鳥 取	72,510	14,220	14,252	72	150	14,030	▲ 190	0
茨 城	356,250	68,479	75,617	1,028	325	74,264	▲ 5,785	3,500	島 根	98,050	19,314	19,550	180	126	19,244	▲ 69	100
栃 木	321,500	59,650	63,240	1,016	427	61,797	▲ 2,147	3,200	岡 山	167,040	31,726	32,328	141	141	32,046	▲ 320	1,400
群 馬	83,270	16,850	17,288	218	224	16,847	▲ 3	1,400	広 島	138,370	26,460	26,456	215	142	26,098	▲ 362	800
埼 玉	161,820	32,790	33,357	136	147	33,074	▲ 284	4,100	山 口	121,870	24,135	23,942	1	31	23,910	▲ 225	100
千 葉	263,010	49,786	60,223	132	135	59,956	▲ 10,170	5,000	徳 島	61,510	12,989	13,476	0	28	13,449	▲ 460	0
東 京	930	230	188	0	0	188	▲ 42	0	香 川	76,640	15,355	14,940	0	5	14,935	▲ 420	300
神奈川	15,180	3,140	2,690	2	0	2,689	▲ 451	600	愛 媛	79,840	16,031	15,515	0	33	15,482	▲ 550	200
新 潟	575,000	106,903	116,388	5,077	501	110,809	▲ 3,906	1,900	高 知	52,110	11,376	12,968	0	7	12,961	▲ 1,585	2,000
富 山	207,140	38,720	39,651	1,377	48	38,226	▲ 494	300	福 岡	197,260	39,370	39,866	475	305	39,086	▲ 284	300
石 川	133,269	25,780	26,426	647	37	25,743	▲ 37	100	佐 賀	144,940	27,389	26,962	110	44	26,807	▲ 582	200
福 井	136,330	26,370	26,819	627	61	26,130	▲ 240	100	長 崎	66,340	14,002	13,475	16	25	13,435	▲ 568	900
山 梨	28,670	5,240	5,293	32	3	5,258	▲ 18	400	熊 本	206,460	40,087	41,079	468	2,085	38,526	▲ 1,561	100
長 野	206,910	33,239	33,935	393	61	33,481	▲ 242	2,500	大 分	127,160	25,278	24,847	30	339	24,478	▲ 800	1,900
岐 阜	121,770	24,951	24,982	108	224	24,650	▲ 301	200	宮 崎	103,150	20,956	22,336	21	1,761	20,554	▲ 402	100
静 岡	87,430	16,736	17,263	37	119	17,107	▲ 371	900	鹿 児 島	120,600	25,180	24,474	15	272	24,187	▲ 993	1,100
愛 知	144,370	28,455	29,850	191	156	29,502	▲ 1,047	1,700	沖 縄	3,220	1,046	972	0	0	972	▲ 74	0
三 重	150,020	30,026	29,869	372	88	29,409	▲ 617	2,200									

注1: 地域で把握した水稻作付面積③については、平成19年産かい離要因の検証結果を踏まえ、把握方法について一部改善した地域がみられるものの、現時点において生産調整非参加者が未整理の地域もあることから、暫定的な数値である。

注2: 加工用米④及び新規需要米⑤は、5月末時点までの数値であり、今後増加する見込み。

注3: なお、本作付面積は今後の生産調整の取組を推進するために把握したものであり、本数値により各都道府県の生産調整の達成・未達成を判断するためのものではない。

東海における米生産調整への取組について

平成20年7月
東海農政局

1. これまでの取組（20年1月～6月）

- (1) 東海農政局としては、「当面の生産調整の進め方」（平成19年12月21日農政改革三対策緊急検討本部決定）に基づいて、20年産米の生産調整目標を確実に達成するため、本年1月から、管内の岐阜県、愛知県及び三重県において、各県・市町村及び農協等と一体となって連携して、目標配分や作付けの各段階において、生産調整の必要性の説明や農業者との意見交換会を行うなどの取組を行ってきた。
- (2) また、19年産米において、県水田協議会・地域水田協議会の把握する水稲作付面積と東海農政局統計部の公表する水稲作付面積との「かい離」が生じたことから、東海農政局は、本年産において「かい離」が生じないように、各県及び水田協議会等と意見交換・情報交換を行ってきている。

2. 県協議会による水稲作付面積の報告

6月16日に、県協議会から全国協議会へ水稲作付面積等が報告された。

この報告によると、当局管内の主食用水稲作付面積は83,561haとなり、目標面積83,432haを129ha上回っている。

◎ 県水田協議会の水稲作付面積（6月中旬現在）の中間報告

（単位：ha）

	6月中旬中間報告 主食用水稲作付面積 ①	需要量に関する情報 の面積換算値 ②	差引面積 (目標オーバー) ③=①-②	19年統計公表面積 (加工用を除く) ④
岐阜県	24,650	24,951	▲301	25,155
愛知県	29,502	28,455	1,047	31,715
三重県	29,409	30,026	▲617	31,292
東海局計	83,561	83,432	129	88,062

※生産調整の実施状況等を農林水産省HPで公表（米関連政策の実施状況について）

3. 今後の取組

- (1) 東海農政局としては、6月中旬現在で取りまとめた作付状況からみて、生産調整目標達成が困難な状況にある県及び地域について、引き続き、20年産米の生産調整の実効確保を図るため、収穫までの間、主食用米から新規需要米への振り替えに取り組むことが重要であるので、各県水田協議会、地域協議会に対して働きかけを行う。
- (2) 農政局、農政事務所が中心となり、県協議会、地域協議会と連携して、超過作付になっている地域協議会に対し事後対策として、米粉、飼料米等の新規需要米への振り替えを、収穫時期まで推進する。
- (3) また、地域協議会の報告数値と統計部の作物統計との「かい離」の解消に向けて、引き続き、県・地域協議会等と一体となって、情報収集、意見交換、かい離の大きい市町村での地押し調査等を行って、かい離要因についての共通理解と適切な面積把握の取組を進める。

(注) 7月末 早場地帯の作付面積（概数値。農政事務所調べ）公表
8月末 遅場地帯 ”